

確定申告の医療費控除に

健保組合の医療費通知が使えるってホント？



◎医療費通知の送付時期は？

皆さんが病院等の医療機関でご使用された医療費について、健保組合が確認できるのが「2か月遅れ」となるため、確定申告に必要な1月～12月までの期間についての医療費通知を送付させていただく場合は、**平成31年2月下旬ごろ**皆様に送付させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

※なお、従来どおり平成29年～平成31年分までの医療費控除の確定申告については医療機関の領収書添付による申告も可能です。詳しくは別紙国税庁のリーフレットをご覧ください。

平成29年の確定申告から医療費控除を受ける場合の手続きが下記のとおり改正されました。

改正点① 「医療費の領収書」の提出又は提示が不要となりました。

改正点② 領収書を添付しない場合、「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

「医療費の領収書」は5年間自宅等で保管する必要があります。所定の事項が記載された「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を提出する場合は明細書の記載や領収書の保管を省略することができます。



保険外の診療(インプラント治療等)や医薬品の購入等による医療費控除の申告は、健康保険組合が発行する医療費通知に含まれておりませんので、領収証の添付又は医療費の明細書2番の内容記載が必要ですのでご了承ください。

富山県自動車販売店健康保険組合